

広島県外来医療計画に基づく届出について

令和 6 年 3 月

地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対象】広島圏域(外来医師多数区域)において、新たに開業する医療機関(法人化や開設者変更等を含む)

【提出のあった期間】令和4年11月1日～令和5年12月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
1	かねはら内科・呼吸器科クリニック	広島市西区楠木町三丁目1番10号	法人化	令和4年11月1日	○学校医 自治体より協力要請があった場合、可能な限り対応したいと考えている。
2	安佐南内科リウマチ科クリニック	広島市安佐南区伴東五丁目21番35号	法人化	令和4年11月1日	○学校医 自治体より協力要請があった場合、可能な限り対応したいと考えている。
3	むかいなだ耳鼻咽喉科・アレルギー科	安芸郡府中町桃山1-4-18メディカルモール向洋駅北3階	新規開設	令和5年2月1日	○初期救急 ○学校医
4	原小児科	安芸郡海田町日の出町6-6-202	新規開設	令和5年9月1日	○初期救急 外科(切創・縫合)・耳鼻科(窒息)・眼科(怪我)など除く ○在宅医療 処方など、訪問は今後検討 ○学校医 全て対応

【合意しない】

1件

※申出書が未提出の件数:55件

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域の不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。

○新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求め、提出された申出書について、各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対象】対象の医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を購入する医療機関

【提出のあった期間】令和4年11月1日～令和5年12月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関数
1	医療法人 長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南 四丁目17番3号	CT	令和4年12月29日	・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、 画像情報及び画像診断情報の提供	3
2	医療法人健真会 山本整形外科ク リニック	広島市南区青崎二丁目 4-20	MRI	令和4年8月11日	・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、 画像情報及び画像診断情報の提供	— (申出機関)
3	広島生活習慣病・がん検診所	広島市中区鞆町13-4広 島マツダビル4F	CT	—	・連携先の病院又は診療所からの患者の受入、 画像情報及び画像診断情報の提供	2

【合意しない】

1件

(根拠) 広島県外来医療計画

(参考)

○医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

○保健所に許可申請書を提出する際に、共同利用を担うことについての合意の有無や合意内容に関する共同利用計画書の提出を求め、提出された共同利用計画書について、各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。